

重要事項説明書

ケアプランセンター フクシクラフト

重要事項説明書は、利用者様が居宅介護支援をご利用するにあたり、ご理解頂きたい内容について記載したものです。契約にあたっては内容をご確認頂きますようお願い申し上げます。
ご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい。

◆事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター フクシクラフト
所在地	神戸市中央区磯辺通2丁目2-25-202
事業所指定番号	2875103786
開設年月日	平成29年11月1日
連絡先	電話(078)231-3229 FAX(078)231-5966
営業日と営業時間	営業日：月曜日～金曜日 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末(12/29～1/3) 営業時間：午前9時00分～午後6時00分
通常のサービス提供地域	神戸市中央区

◆当事業所法人の概要

法人格・名称	フクシクラフト株式会社
現住所	神戸市中央区磯辺通2-2-25-202
連絡先	電話(078)231-3229 FAX(078)231-5966
代表者	代表取締役 石田信之
事業	指定居宅介護支援事業

◆事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者等からの相談を通じて、対象者の心身の状況や環境に応じて、又、対象者・ご家族の意向をもとに介護保険での居宅サービス及び施設サービスを適切に利用できるようにサービスの利用調整その他の便宜を図ると共に、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や必要な援助を行うことを目的とします。
運営方針	・介護保険法令の遵守 ・公正中立な居宅介護支援の提供 ・利用者・家族が安心して地域で、健康で文化的な生活が維持できるよう、関係機関 地域の人々と連携して支援を行います。

◆当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所、業務の管理	1名(兼務)
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	介護保険に関する相談、申請代行、 ケアプラン作成給付管理業務	2名(常勤)

◆サービスの内容

内容	提供方法	保険適用
居宅サービス計画 (ケアプラン)の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。 3 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し利用者にサービスの選択を求めます。 4 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画(ケアプラン)の原案を作成します。 5 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 6 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議した上で、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。 2 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。 3 居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。 4 居宅サービス事業所について、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。 	○
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し 	○

	<p>出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価変更等を行います。</p> <p>3 オンラインのモニタリングの条件が合う利用者でオンラインによるモニタリングを実施した方は2月に1回訪問します。</p>	
給付管理	居宅サービス計画(ケアプラン)の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに毎月の給付管理票を作成、兵庫県国民健康団体連合会に提出します。	○
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡	ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には利用者の依頼に基づいて「りんりんネット(こうべ安心サポート相談所)」への連絡を行います。	○
居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、居宅サービスの変更を行います。	○

要介護認定等にかかる申請の代行	<p>利用者の意思を踏まえ、要介護認定等に必要な申請代行の援助を行います。</p> <p>利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定に必要な更新申請代行の援助を行います。</p>	○
サービス提供記録の閲覧・交付	<p>利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。</p> <p>利用者は、契約終了の際には事業者へ請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。</p>	○
介護支援専門員(ケアマネジャー)の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合、相談窓口の担当者までご連絡ください。	○
訪問回数(モニタリング)の目安	<p>介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。(概ね1ヶ月あたり1回程度)</p> <p>※オンラインでのモニタリングの場合は以下の条件を設ける。</p> <p>①利用者の同意を得ること</p> <p>②サービス担当者会議において次にあげる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p>	○

	i 利用者の状態が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族の協力がある場合も含む) iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること ③少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問すること。	
--	--	--

◆サービスの利用料及び利用者負担(料金)

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成、変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、**原則として利用者の負担はございません。**下記の費用が介護保険より当事業所に全額支払われます(利用者の1割負担もありません。)

	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,772円(1086単位)	居宅介護支援費Ⅰ 16,426円(1411単位)
@pl 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,896円(544単位)	居宅介護支援費Ⅱ 7,631円(704単位)
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人以上の場合において60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,533円(326単位)	居宅介護支援費Ⅲ 4,531円(422単位)

・加算料金…各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算名	料金	要件
初回加算	3,252円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態が2区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,710円	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定 入院してから3日以内に情報提供する。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,168円	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定 入院してから7日以内に情報提供する。
退院・退所加算Ⅰイ	4,878円	利用者の退院・退所に当たって当該病院・施設の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法1回受けた上で、居宅サービス
退院・退所加算Ⅰロ	6,504円	

		計画を作成する場合を作成し、サービス調整を行った場合に算定 Ⅰイ:1回 Ⅱイ:2回以上受けた場合
退院・退所加算 Ⅱイ	6,504 円	Ⅰロ:利用者の退院、退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する必要な情報をカンファレンスにより1回受けていること
退院・退所加算 Ⅱロ	8,130 円	Ⅱロ:利用者の退院、退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算 Ⅲ	9,756 円	Ⅲ:利用者の退院、退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する情報提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168 円	病院の求めにより、病院の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。1月に2回を限度として加算する。
通院時情報連携加算	542 円	・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うこと ・医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録する場合に算定。1月に1回を限度として加算する。
ターミナルケアマネジメント加算	4,336 円	末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)が対象。24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 利用者または、その家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日 14 日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の医師等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供

・以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算	減算額	減算の要件
運営基準減算	上記基本利用料の 50%	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合
特定事業所集中減算	2,168 円	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について、特定の事業所への集中率が正当な理由なく 80%を超える場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から虐待発生又はその再発を防止するための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める事等)が講じられていない場合。

業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1/100	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定が未実施の場合。
-------------	--------------	---

※但し、介護保険適応の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて上記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

◆契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日であったん終了することとなります。

但し、有効期間の満了1ヶ月前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間(原則として6か月～1年)まで、自動的に更新されます。

◆契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する1ヶ月前までにお申し出頂ければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

※ 解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用して頂く為の手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

※お客様もしくはお客様のご家族様による契約を継続しがたいほどの重大な行為により円滑なサービスが提供出来なくなる場合。(この場合は解約する理由を示した文書をお客様にお渡しします。)

◆秘密保持と個人情報の保護について

当事業所は、業務上知りえた利用者様及びご家族様に関する秘密及び個人情報については、利用者様または第三者の生命・身体等に危険がある場合等を正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約の終了後、又退職後も第三者に漏らしません。但し、円滑かつ一体的なサービス提供を行うため、サービス提供者会議等で利用者様及びご家族様の情報を使用することがあります

◆損害賠償について

当事業所のサービス提供については安全に十分配慮して行いますが、万が一の事故発生に対して損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名 損害保険ジャパン株式会社「事業活動総合保険」

○保険の内容 居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)の業務遂行中に利用者に対して発生した事故に伴う損害賠償

<相談・苦情窓口>

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- (1) 当事業所が提供するサービスについて。
- (2) 居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて。

<サービス事業内容>

フクシクラフト株式会社は居宅介護支援事業を提供させていただきます。

○当事業所の苦情・相談窓口

お客様相談窓口	TEL 078-231-3229
石田信之	FAX 078-231-5966

○（介護保険に関すること）

神戸市福祉局監査指導部

電話 078-322-6326 受付時間 8:45~17:30（平日）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

電話 078-322-6774 受付時間 8:45~17:30（平日）

○介護保険サービスに関すること

兵庫県国民健康保険団体連合会

電話 078-332-5617 受付時間 8:45~17:15（平日）

○サービスの質や契約に関すること

神戸市消費生活センター

電話 078-371-1221 受付時間 9:00~17:00（平日）